評定点が65点未満の工事は実績として認めない。また、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型共同企業体の構成員としての実績は、分担工事額の比率にかかわらないものとするが、協定書による分担工事における実績に限る。）（入札説明書参照。）

② 鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又はこれらの構造の混構造の建築物で、以下の㋐又は㋑の要件を満たす新築工事又は増築工事。

㋐ 居室を有する床面積（注１）300㎡以上の地下階を有するもの。

㋑ 美術館、博物館、図書館、劇場、展示場又は公園施設（注２）の用途に供する床面積（注３）の合計が300㎡以上のもの。

（注１）地下掘削を行った上で躯体構築した部分に限る。ただし、サンクンガーデン等屋外空間を含めても良い。

（注２）公園施設とは、都市公園法施行令第５条（公園施設の種類）で定める休養施設、教養施設又は便益施設（簡易宿泊施設は除く。）とする。

（注３）美術館、博物館、図書館、劇場、展示場又は公園施設の用途部分に連続する庇、ピロティ等を含めても良い。

⑹ 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること（経常建設共同企業体にあっては構成員のうち１社が次の条件を満たす主任技術者又は監理技術者を配置すればよい。）。なお、複数の技術者を申請することができるが、申請された技術者のうち次に掲げる基準を満たしていない技術者がいた場合は、その技術者以外の者を配置予定技術者とすることを条件として競争参加資格がある事を確認するものとする。

① １級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、一級建築士の免許を有する者又は国土交通大臣若しくは建設大臣が１級建築施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者とする。

② 平成15年４月１日から、申請書及び資料の提出期限の日までに完成し、引渡しが済んでいる２⑸②の基準を満たす建築工事で元請としての経験を有する者であること（当該経験が平成15年４月１日以降に完成した大臣官房官庁営繕部長、地方整備局（旧地方建設局を含む）長、営繕事務所（営繕工事事務所を含む。）長、筑波研究学園都市施設管理官、北海道開発局開発監理部長又は沖縄総合事務局開発建設部長が発注した工事（港湾空港関係を除く。）又は、工事成績を相互利用している各省庁が発注した工事で「工事成績相互利用適用対象工事」に該当するものである場合には、工事成績の評定点が65点未満の工事は経験として認めない。また、共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型共同企業体の構成員としての経験は、分担工事額の比率にかかわらないものとするが、協定書による分担工事における経験に限る。）（入札説明書参照）

③ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④ 配置予定の主任技術者又は監理技術者にあっては、直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合には入札に参加できないことがある（入札説明書参照。）

⑺ 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、大臣官房官庁営繕部長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年４月１日付け建設省営管第124号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑻ 大臣官房官庁営繕部長、地方整備局長、営繕事務所長、北海道開発局開発監理部長又は沖縄総合事務局開発建設部長が発注した工事のうち、当該工事の監督職員が大臣官房官庁営繕部、地方整備局営繕部、営繕事務所、北海道開発局営繕部又は沖縄総合開発建設部営繕課若しくは営繕監督保全室の職員であったもの、又は工事成績を相互利用している各省庁が発注した「工事成績相互利用適用対象工事」に該当する工事で、平成27年10月１日から平成29年９月30日までに完成した工事がある場合においては、当該工事種別に係る工事成績の評定点の平均が60点以上であること（入札説明書参照。）。

⑼ 上記１に示した工事に係る設計業務若しくは工事監理業務の受託者、又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者（受託者が設計共同体である場合は、設計共同体の各構成員又は当該構成員と資本若しくは人事面において関連がある建設業者）でないこと（入札説明書参照。）。

⑽ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（入札説明書参照。）。

⑾ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑿ 企業の能力等及び技術者の能力等について、記述した申請書及び資料を提出した者で、上記⑴から⑾の要件を満たす者のうち、一次審査における評価点合計の上位15者までに含まれる者であること。ただし、15者目の評価点と同点の者が複数いる場合はその全ての者を含むものとする。評価点合計の算出方法は入札説明書による。ただし、上記⑴から⑾での要件を満たす者の数が15者に満たない場合は満たす者全てについて、一次審査における競争参加資格があると認める。

⒀ 発注者から競争参加資格があると認められて一次選抜された者で技術提案書を提出した者のうち、提出された技術提案が適正であること。

３ 段階的選抜に関する事項

⑴ 一次審査

上記２に掲げる競争参加資格（２⒀を除く）を満たす者について、企業の能力等及び技術者の能力等について評価し、一次審査評価点を算出して一次審査評価点合計の上位15者までに含まれる者を選抜する。（一次選抜）

ただし、15者目の審査評価点と同点の者が複数いる場合は、その全ての者を含むものとする。

なお、競争参加資格（２⒀を除く）を満たす者の数が15者に満たない場合は、競争参加資格（２⒀を除く）を満たす者全てについて、一次選抜された者と認める。

詳細は、入札説明書による。

⑵ 二次審査

発注者から上記⑴に掲げる競争参加資格があると認められ、一次選抜された者について、技術提案の評価を行う。

その際、発注者から技術提案について適正であると認められた者が、競争参加資格を有する者として、入札に参加することができる。

詳細は、入札説明書による。

４ 総合評価に関する事項

⑴ 段階的選抜方式による一次審査の評価項目

① 企業の能力等

② 技術者の能力等

⑵ 段階的選抜方式による二次審査の評価項目

① 施工体制

② 「鉄筋工事、コンクリート工事または鉄骨工事における品質向上に関する取組（鉄骨階段に係る内容、コンクリート工事の湿潤養生に係る内容は除く）」に係る具体的な技術提案

③ 「工事期間中の参観者や周辺住民等への配慮に関する取組」に係る具体的な技術提案

⑶ 総合評価の方法

① 標準点　当該工事について、入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められる場合には、標準点100点を与える。

② 施工体制評価点及び加算点　上記⑴の各項目を評価し、施工体制評価点及び加算点を与える（入札説明書参照。）

③ 評価値　総合評価は、予定価格の制限の範囲内の入札参加者について、上記①、②により得られる標準点と施工体制評価点及び加算点の合計を当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

評価値＝（標準点＋施工体制評価点及び加算点）／入札価格

⑷ 落札方法

① 入札参加者は、次の㋐、㋑及び㋒の要件に該当する者のうち、上記⑵によって算出された評価値の最も高い者を落札者とする。

㋐ 入札価格が予定価格の範囲内であること。

㋑ 提案が最低限の要求要件（標準案）を満たしていること。